

# 令和7年度 福島県立ふくしま新世高等学校後期選抜募集要項

〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮17  
電話 (024)523-4740 FAX (024)521-6400

令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱（福島県教育委員会）により実施する。

## 1 アドミッションポリシー

ふくしま新世高校では、次のような生徒を求めています。

- (1) 本校のグラデュエーション・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを理解し、本校で学びたい強い意欲をもった生徒
- (2) 毎日の学習や学校行事などの学校生活を大切にし、前向きに活動しようとする生徒
- (3) 優しさをもって人を思いやることができ、礼儀正しく人と接することを実践しようとする生徒

## 2 募集定員

課程	学科	募集定員
定時制	普通科	本校募集定員40名から、前期選抜の合格者数を除いた数

※ 「夕間部」と「夜間部」の別については、合格発表後、本人の希望をもとに決定します。

## 3 通学区域

通学区域は、「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

## 4 出願資格

出願資格については、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

## 5 出願方法

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、福島県立ふくしま新世高等学校長（以下「本校校長」という。）に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

## 6 併願の取扱い

志願者は、本校に限り後期選抜に出願することができる。

## 7 出願期間及び願書受付

令和7年3月17日（月）から3月18日（火）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、返信用の封筒（長型3号、速達・簡易書留分の760円の切手貼付）を同封の上、令和7年3月18日（火）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

## 8 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者
  - ① 令和7年度後期選抜入学願書（県教育委員会において作成したもの）
  - ② 令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）  
ただし、平成31年3月末日までに中学校を卒業した者については、調査書の提出を免除する。
  - ③ 後期選抜受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）
  - ④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）  
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- (2) 上記(1)以外の者
  - ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
  - ② 健康診断書（令和7年1月以降に医師の診断を受けたもの）
  - ③ 履修証明書、学習成績証明書  
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
  - ④ 後期選抜受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
  - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）  
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として950円の「福島県収入証紙」を貼付する。  
ただし、志願者において消印しない。  
なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。

## 9 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由（病気・事故等）により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、110円切手を貼付した返信用封筒（長型3号）を同封する。
- (2) 提出期間は、令和7年3月17日（月）から3月21日（金）までとする。  
郵送の場合には、3月21日（金）必着とする。  
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。  
ただし、祝日は受け付けない。

## 10 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定による。
- (2) 上記(1)以外の県外からの出願者は、上記8に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。
  - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
  - ② 保護者が本校の通学区内に居住することになることを証明する書類

11 東日本大震災により避難している生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて  
詳しくは福島県立ふくしま新世高等学校に問い合わせること。

## 12 出願先変更

志願者は、令和7年3月19日（水）に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

ただし、午後4時30分までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、本校校長は、受付時間について弾力的な対応をする。

## 13 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が後期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 後期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。  
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

## 14 選抜方法・選抜資料

調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

### (1) 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点として、合計190点満点とする。

### (2) 面接

個人面接を実施する。面接については、段階評価する。

### (3) 作文

作文を実施する。あるテーマについて、600字程度で自分の考えをまとめる。作文については、段階評価とする。

## 15 面接、作文の日時・会場及び受験上の注意

- (1) 日 時 令和7年3月24日（月）午前9時～  
（受付：午前 8時～午前8時30分、福島県立ふくしま新世高等学校職員玄関）  
〈作文〉午前 9時～午前9時40分  
〈面接〉午前10時～
- (2) 会 場 福島県立ふくしま新世高等学校
- (3) 持参する物 受験票、上ばき、下足を入れる袋、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム
- (4) そ の 他 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。なお、昼食が必要になる場合がある。

## 16 合格者発表

- (1) 令和7年3月25日（火）午後3時以降に、福島県立ふくしま新世高等学校職員玄関で発表する。
- (2) 合格者に対して、「合格通知書」を交付する。合格者は、受付に受験票を提出すること。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

## 17 そ の 他

### (1) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

### (2) 障がい等のある志願者に対する配慮

#### ① 中学校卒業後及び卒業見込の者

原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」を、本校校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮に関して中学校長を通して志願者に通知する。

② 上記①以外の者

原則として年内に、志願者は、「受験上の配慮申請書」を本校校長に提出する。本校校長が必要と判断した場合には診断書等を提出する。

本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮に関して志願者に通知する。

(3) 入学検定料の免除

「福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則」第4条第1項により、激甚災害（当該入学検定料の納入期限前1年以内に指定されたものに限る。）により著しく損害を受けた場合は、入学検定料の免除を受けることができる。